

条例第25号。以下「非常勤職員条例」という。)第1条に規定する会計年度任用職員及び大阪市水道局会計年度任用職員の給与に関する規程(令和元年大阪市水道事業管理規程第8号。以下「会計年度給与規程」という。)第1条に規定する会計年度任用職員(以下これらを「会計年度任用職員」という。)(非常勤職員条例第9条第2項、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則(令和元年大阪市規則第27号)第11条第7項、教育委員会所管の学校の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則(令和元年大阪市規則第28号)第11条第7項又は会計年度給与規程第11条第2項の規定により期末手当及び勤勉手当の支給を受ける者に限る。第7条第3項において同じ。)

[(6)・(7) 略]

(期末手当)

第7条 [略]

[2 略]

3 第1項の場合において、基準日以前6箇月の期間において会計年度任用職員(非常勤職員条例第3条第1項に規定する会計年度任用短時間勤務職員及び会計年度給与規程第5条第2項に規定する会計年度任用短時間勤務職員に限る。)として勤務していた期間(以下「会計年度任用短時間勤務の期間」という。)がある職員については、会計年度任用短時間

条例第25号。以下「非常勤職員条例」という。)第1条に規定する会計年度任用職員及び大阪市水道局会計年度任用職員の給与に関する規程(令和元年大阪市水道事業管理規程第8号。以下「会計年度給与規程」という。)第1条に規定する会計年度任用職員(以下これらを「会計年度任用職員」という。)(非常勤職員条例第9条第2項、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則(令和元年大阪市規則第27号)第11条第7項、教育委員会所管の学校の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則(令和元年大阪市規則第28号)第11条第7項又は会計年度給与規程第11条第2項の規定により期末手当の支給を受ける者に限る。第7条第3項において同じ。)

[(6)・(7) 同左]

(期末手当)

第7条 [同左]

[2 同左]

3 第1項の場合において、基準日以前6箇月の期間において会計年度任用職員(非常勤職員条例第3条第1項に規定する会計年度任用短時間勤務職員及び会計年度給与規程第5条第2項に規定する会計年度任用短時間勤務職員に限る。)として勤務していた期間がある職員(以下「会計年度任用短時間勤務の期間がある職員」という。)については、当該期間

勤務の期間において当該職員と勤務箇所等が同一であった常勤の職員の所定の勤務日を会計年度任用短時間勤務の期間における所定の勤務日と、会計年度任用短時間勤務の期間（第5条各号に掲げる事由により勤務しなかった日を除く。以下この項において同じ。）における当該常勤の職員の所定の勤務時間から会計年度任用短時間勤務の期間がある職員の所定の勤務時間を減じて得た時間を7時間45分で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に相当する日数を会計年度任用短時間勤務の期間における欠勤等の日数とそれぞれみなして、給与規程第28条第2項に規定する実勤務日数を算定し、別表第1及び別表第2の規定を適用する。

[4～10 略]

（勤勉手当）

第8条 [略]

[2 略]

3 第1項の場合において、基準日以前6箇月の期間において会計年度短時間勤務の期間がある職員については、会計年度任用短時間勤務の期間において当該職員と勤務箇所等が同一であった常勤の職員の所定の勤務日を会計年度任用短時間勤務の期間における所定の勤務日と、会計年度任用短時間勤務の期間（第5条各号に掲げる事由により勤務しなかった日を除く。以下この項において同じ。）における当該常勤の職員の所定の勤務時間か

において会計年度任用短時間勤務の期間がある職員と勤務箇所等が同一であった常勤の職員の所定の勤務日を当該期間における所定の勤務日と、当該期間（第5条各号に掲げる事由により勤務しなかった日を除く。以下この項において同じ。）における当該常勤の職員の所定の勤務時間から会計年度任用短時間勤務の期間がある職員の所定の勤務時間を減じて得た時間を7時間45分で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に相当する日数を当該期間における欠勤等の日数とそれぞれみなして、給与規程第28条第2項に規定する実勤務日数を算定し、別表第1及び別表第2の規定を適用する。

[4～10 同左]

（勤勉手当）

第8条 [同左]

[2 同左]

[新設]

ら会計年度短時間勤務の期間がある職員
の所定の勤務時間を減じて得た時間を7
時間45分で除して得た数（1未満の端数
があるときは、これを切り捨てる。）に
相当する日数を会計年度任用短時間勤務
の期間における欠勤等の日数とそれぞれ
みなして、別表第4及び別表第5の規定
を適用する。

4 [略]

5 第1項の場合において、基準日以前6箇月の期間において条例第12条及び第13条の規定の適用を受ける職員となった者については、その者が基準日以前6箇月の全期間を引き続き在職したとみなした場合の当該期間のうち調査対象期間以外の期間における所定の勤務日の日数（任期付短時間勤務職員にあつては、当該期間における勤務箇所等同一常勤職員の所定の勤務日の日数）を欠勤等の日数とみなして、別表第4及び別表第5の規定を適用する。

6～8 [略]

9 第6項又は第7項の規定による割合により算定した給与規程第29条第1項に定める職員に対して支給する勤勉手当の額の総額が同条第5項各号に定める額の総額の合計額を超えることとなる場合には、同条第2項第1号又は第2号の職員の勤務成績による割合について、必要な調整を行うものとする。

3 [同左]

4 第1項の場合において、基準日以前6箇月の期間において条例第12条及び第13条の規定の適用を受ける職員となった者については、その者が基準日以前6箇月の全期間を引き続き在職したとみなした場合の当該期間のうち調査対象期間（第4条第2項第5号の規定により調査対象期間とみなされた期間を除く。）以外の期間における所定の勤務日の日数（任期付短時間勤務職員にあつては、当該期間における勤務箇所等同一常勤職員の所定の勤務日の日数）を欠勤等の日数とみなして、別表第4及び別表第5の規定を適用する。

5～7 [同左]

8 第5項又は第6項の規定による割合により算定した給与規程第29条第1項に定める職員に対して支給する勤勉手当の額の総額が同条第5項各号に定める額の総額の合計額を超えることとなる場合には、同条第2項第1号又は第2号の職員の勤務成績による割合について、必要な調整を行うものとする。

| | |
|--|--------------------------------|
| 別表第 6 (第 8 条関係) [表 別紙 2 挿入] | 別表第 6 (第 8 条関係) [表 別紙 1 挿入] |
| 別表第 7 (第 8 条関係) [表 別紙 4 挿入] | 別表第 7 (第 8 条関係) [表 別紙 3 挿入] |
| 備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載並びに対象規定の二重傍線を付した 標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。 | |

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

[別表第6 別紙1]

| 給料表 | 相対評価区分 | 第1区分 | 第2区分 | 第3区分 | 第4区分 | 第5区分 |
|------------------|---|------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|--|
| | 職員の区分 | | | | | |
| 水道局企業 職給料表(1) | 職務の級が8 級である職員 | <u>100分の</u> <u>179.6</u> | <u>100分の</u> <u>150.8</u> | <u>100分の</u> <u>122</u> | <u>100分の</u> <u>103.3</u> | <u>100分の99.5、100</u> <u>分の88.3又は100</u> <u>分の77のうちから</u> 人事評価等に基づ く支給区分に応じ て局長が定める割 合 |
| | 職務の級が7 級である職員 | <u>100分の</u> <u>179.6</u> | <u>100分の</u> <u>150.8</u> | <u>100分の</u> <u>122</u> | <u>100分の</u> <u>103.3</u> | <u>100分の99.5、100</u> <u>分の88.3又は100</u> <u>分の77のうちから</u> 人事評価等に基づ く支給区分に応じ て局長が定める割 合 |
| | 職務の級が6 級である職員 | <u>100分の</u> <u>171.1</u> | <u>100分の</u> <u>147.3</u> | <u>100分の</u> <u>123.5</u> | <u>100分の</u> <u>104.8</u> | <u>100分の101、100</u> <u>分の89.8又は100</u> <u>分の78.5のうちか</u> ら人事評価等に基づ く支給区分に応じ て局長が定める割 合 |
| | 職務の級が5 級、4級、3 級、2級又は 1級である職 員 | <u>100分の</u> <u>124.2</u> | <u>100分の</u> <u>116.7</u> | <u>100分の</u> <u>107.1</u> | <u>100分の</u> <u>98.8</u> | <u>100分の97.5、100</u> <u>分の93.8又は100</u> <u>分の90のうちから</u> 人事評価等に基づ く支給区分に応じ て局長が定める割 合 |
| 水道局企業 職給料表(2) | 職務の級が3 級、2級又は 1級である職 員 | <u>100分の</u> <u>124.2</u> | <u>100分の</u> <u>116.7</u> | <u>100分の</u> <u>107.1</u> | <u>100分の</u> <u>98.8</u> | <u>100分の97.5、100</u> <u>分の93.8又は100</u> <u>分の90のうちから</u> 人事評価等に基づ く支給区分に応じ て局長が定める割 合 |

[備考 同左]

[別表第6 別紙2]

| 給料表 | 相対評価区分 | 第1区分 | 第2区分 | 第3区分 | 第4区分 | 第5区分 |
|------------------|---|------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|--|
| | 職員の区分 | | | | | |
| 水道局企業 職給料表(1) | 職務の級が8 級である職員 | <u>100分の</u> <u>172.9</u> | <u>100分の</u> <u>145.2</u> | <u>100分の</u> <u>117.5</u> | <u>100分の</u> <u>98.8</u> | <u>100分の83.8</u> 又は <u>100分の72.5</u> のう ちから人事評価等 に基づく支給区分 に応じて局長が定 める割合 |
| | 職務の級が7 級である職員 | <u>100分の</u> <u>172.9</u> | <u>100分の</u> <u>145.2</u> | <u>100分の</u> <u>117.5</u> | <u>100分の</u> <u>98.8</u> | <u>100分の83.8</u> 又は <u>100分の72.5</u> のう ちから人事評価等 に基づく支給区分 に応じて局長が定 める割合 |
| | 職務の級が6 級である職員 | <u>100分の</u> <u>164.4</u> | <u>100分の</u> <u>141.7</u> | <u>100分の</u> <u>119</u> | <u>100分の</u> <u>100.3</u> | <u>100分の85.3</u> 又は <u>100分の74</u> のう ちから人事評価等 に基づく支給区分 に応じて局長が定め る割合 |
| | 職務の級が5 級、4級、3 級、2級又は 1級である職 員 | <u>100分の</u> <u>115.3</u> | <u>100分の</u> <u>110.8</u> | <u>100分の</u> <u>104.4</u> | <u>100分の</u> <u>96.3</u> | <u>100分の91.3</u> 又は <u>100分の87.5</u> のう ちから人事評価等 に基づく支給区分 に応じて局長が定 める割合 |
| 水道局企業 職給料表(2) | 職務の級が3 級、2級又は 1級である職 員 | <u>100分の</u> <u>115.3</u> | <u>100分の</u> <u>110.8</u> | <u>100分の</u> <u>104.4</u> | <u>100分の</u> <u>96.3</u> | <u>100分の91.3</u> 又は <u>100分の87.5</u> のう ちから人事評価等 に基づく支給区分 に応じて局長が定 める割合 |

[備考 略]

[別表第7 別紙3]

| 給料表 | 相対評価区分 | 第1区分 | 第2区分 | 第3区分 | 第4区分 | 第5区分 |
|------------------|---|-----------------------|-----------------------|----------------|-----------------------|---|
| | 職員の区分 | | | | | |
| 水道局企業 職給料表(1) | 職務の級が8 級、7級又は 6級である職 員 | <u>100分の67</u> | <u>100分の 63.5</u> | <u>100分の60</u> | <u>100分の 53.6</u> | <u>100分の51.8、100 分の49.7又は100 分の47.6のうちか ら人事評価等に基づ く支給区分に応 じて局長が定める 割合</u> |
| | 職務の級が5 級、4級、3 級、2級又は 1級である職 員 | <u>100分の 52.8</u> | <u>100分の 51.4</u> | <u>100分の50</u> | <u>100分の 47.3</u> | <u>100分の46.7、100 分の45.9又は100 分の45.1のうちか ら人事評価等に基づ く支給区分に応 じて局長が定める 割合</u> |
| 水道局企業 職給料表(2) | 職務の級が3 級、2級又は 1級である職 員 | <u>100分の 52.8</u> | <u>100分の 51.4</u> | <u>100分の50</u> | <u>100分の 47.3</u> | <u>100分の46.7、100 分の45.9又は100 分の45.1のうちか ら人事評価等に基づ く支給区分に応 じて局長が定める 割合</u> |

[備考 同左]

[別表第7 別紙4]

| 給料表 | 相対評価区分 | 第1区分 | 第2区分 | 第3区分 | 第4区分 | 第5区分 |
|------------------|---|------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|--|
| | 職員の区分 | | | | | |
| 水道局企業 職給料表(1) | 職務の級が8 級、7級又は 6級である職 員 | <u>100分の</u> <u>59.75</u> | <u>100分の</u> <u>59.25</u> | <u>100分の</u> <u>58.75</u> | <u>100分の</u> <u>52.35</u> | <u>100分の48.45</u> 又は <u>100分の46.35</u> のう ちから人事評価等 に基づく支給区分 に応じて局長が定 める割合 |
| | 職務の級が5 級、4級、3 級、2級又は 1級である職 員 | <u>100分の</u> <u>49.15</u> | <u>100分の</u> <u>48.95</u> | <u>100分の</u> <u>48.75</u> | <u>100分の</u> <u>46.05</u> | <u>100分の44.65</u> 又は <u>100分の43.85</u> のう ちから人事評価等 に基づく支給区分 に応じて局長が定 める割合 |
| 水道局企業 職給料表(2) | 職務の級が3 級、2級又は 1級である職 員 | <u>100分の</u> <u>49.15</u> | <u>100分の</u> <u>48.95</u> | <u>100分の</u> <u>48.75</u> | <u>100分の</u> <u>46.05</u> | <u>100分の44.65</u> 又は <u>100分の43.85</u> のう ちから人事評価等 に基づく支給区分 に応じて局長が定 める割合 |

[備考 略]